

建設工事における配置技術者等の適正な運用 Q & A

1. 一体性のある工事における監理（主任）技術者の兼務について

【質問事項】

県発注工事において、一体性のある工事として、監理（主任）技術者の兼務が認められる要件とは

【回答】

原則、以下の要件をすべて満たしている場合に認めることとしています。（令和6年7月2日付第202400083541号鳥取県国土整備部長通知のとおり）

- (1) 「鳥取県国土整備部公共事業に係る分離・分割発注方針（平成31年3月25日付県土整備部長通知）」に基づき分離・分割し発注した工事ではないこと。
- (2) 同一の監理（主任）技術者による施工管理が合理的であると判断されること。
 - (例1) 現場特性に応じた特別な施工管理が必要であり、現場特性を熟知した技術者が一体的に管理することが合理的と判断される場合
 - (例2) 通行規制の制約が大きいなど工程管理等において密接な関連があり、同一の技術者が一体的に管理することが合理的と判断される場合
 - (例3) 先行工事の完了を見越して発注した継続性のある工事で、監理技術者の施工管理に係る負担増は非常に軽微と判断される場合
- (3) 各工事の発注機関が同一の場合は、いずれかの工事の発注者から承諾を得たものであること。

2. 営業所の専任技術者又は経営管理責任者が受け持つことができる工事件数について

【質問事項】

5 主任技術者の要件（2）ア「営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者等としての職務も行い得る状況にあること。」について、複数工事を担当するとなると、営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者等としての職務も行い得る状況にあるとは言えないのではないか

【回答】

複数工事を担当した場合、営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者等としての職務も行い得る状況にあるとは解することは難しいと考えられることから、県工事1件の兼務との解釈と考えておりましたが、他県において、数の制限を設けていない、兼務を認めていないなど取り扱いがまちまちとなっており、当県発注工事でも、明確に兼務工事数を明記していなかったことから、取り扱いが統一されてない実態が確認されましたので、今後は、特別の事情等のないかぎり「ア 営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者等としての職務も行い得る状況にあること。」については、専任を要しない工事への配置が県工事2件までであれば、営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者等としての職務も行い得る状況であることとして取り扱うこととします。